

税関係証明交付申請書(郵送申請用)

ひたちなか市長 宛

令和 ○年 ○月 ○日

申請の注意

記入日を記入。

※ 郵送による税証明の申請は**本人申請、本人宛送付を原則**として取り扱っております。代理人による申請の際は、本人自署の委任状及び代理人の身分証の写し(委任者が法人の場合は実印押印の委任状及び代理人の身分証の写し)を同封してください。

※ ひたちなか市を転出後、さらに転居されている方は、転居の経過が確認できる書面(住民票・戸籍の附票・運転免許証の裏書等)を添付してください。(写し可)

誰の納税状況を証明する書類が欲しいのか、氏名を記入。

① 申請者		フリガナ ヒタチナカ タロウ 氏名 ひたちなか 太郎		大・昭 平 令・西暦 6 年 11 月 1 日
現住所		東京都世田谷区世田谷○丁目○-○○ ○○ハイツ○○○号		
ひたちなか市に居住していたときの住所 ひたちなか市東石川2丁目10番1号		ひたちなか市から転出した際の転居先を記入。 (<u>現住所と同じ場合</u> 「同上」と記入。)		
ひたちなか市からの転出先 東京都渋谷区渋谷○○番地 ○○コーポB棟○○号室)		「申請者」と「申請書を記入している人」が異なる(代理人)場合のみ記入。		
② 代理人の場合(本人申請の場合は記入不要)				
住所 東京都新宿区新宿○○○-○○		フリガナ カツタ ミナト 氏名 勝田 みなと		
③ 日中連絡可能な連絡先		電話番号: 090 (× × × ×) × × × × メールアドレス: ○○△◇@×××.☆☆		
④ 交付を受けたい証明				
所得関係	<input type="checkbox"/> 課税(非課税)証明	最新・()年度	枚	・扶養申請 ・奨学金申請
	<input type="checkbox"/> 所得額証明 (※税額・控除内訳の記載なし)	最新・()年度	枚	・児童手当 ・保育所入所
	<input type="checkbox"/> 非課税世帯証明(ひたちなか市健康診査用)	現年度	枚	・その他()
	健康診査又は検診のみ			
※所得関係証明が必要な方で、被扶養者のため申告されていない場合は、収入の有無の確認が必要となります。該当される方で、収入が無かった方は下記へご記入の上、署名をお願いします。収入があった場合はご相談ください。 平成・令和 年分の収入はありません。 記入者署名				
固定資産	<input type="checkbox"/> 公租公課証明 (※評価額あり・税額あり)	最新・()年度	枚	・登記 ・相続
	<input type="checkbox"/> 不動産評価額証明 (※評価額あり・税額なし)	最新・()年度	枚	・売買 ・競落
	<input type="checkbox"/> 不動産公課額証明 (※評価額なし・税額あり)	最新・()年度	枚	・競売申立 ・訴訟提起
	<input type="checkbox"/> 所有不動産証明 (※評価額なし・税額なし)	最新・()年度	枚	・その他()
納税関係	<input checked="" type="checkbox"/> 市県民税・固定資産税(都市計画税)・国保税	最新・(R5)年度	各1枚	・銀行等(融資) ・公営住宅
	<input type="checkbox"/> 法人市民税 事業年度 ~		枚	・入札参加 入管提出
	<input type="checkbox"/> 未納がないことの証明	複数年度分必要な場合、必要な年度を記入し○で囲む。(例、最新年度とR5年度の2年度分が)		
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)納税証明(車種)	必要な場合、上記のように記入)		
⑤ 固定資産関係の証明書を申請される方は、物件の指定を○で囲んでください。				
対象物件の指定 { 全部・一部(下記に物件を記入) }		共有名義 { 要・不要 }		
区分	所在	地目又は種類	地積又は床面積	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	ひたちなか市		. m ²	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	"		. m ²	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	"		. m ²	
同封手数料	定額小為替 600 円分			
納税証明書は1枚300円なので、2年度分取得する場合は、300円×2枚で600円。 ※注:おつりが発生した場合、おつりを定額小為替ではなく、切手で返送させていただく場合があります。				